

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年8月29日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果 (対象機関)	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 納期限内に納入されていない収入について、督促状が納期限後20日以内に発行されていなかった。(畜産試験場)</p> <p>イ 使用料の徴収について (ア) 行政財産の目的外使用料について、金額を誤って少ない額で計算し、徴収していた。(農業試験場) (イ) 行政財産の目的外使用料について、長期間にわたり調定時期が遅延しているものがあった。(農業大学校)</p> <p>ウ 旅費の支給について 県内出張について、旅費を誤って支給しているものがあるので、戻入させる必要がある。(農業生産流通課)</p>	<p>ア 収入について 今後は、香川県会計規則に基づき、納期限を過ぎたものについては督促状を発行するなど、適正な執行に努める。(畜産試験場)</p> <p>イ 使用料の徴収について (ア) 許可期間の更新に当たる平成20年度からは、正しい使用料を計算し、徴収した。(農業試験場) (イ) 長期間にわたり調定時期が遅延することがないように遅滞なく調定事務に努める。(農業大学校)</p> <p>ウ 旅費の支給について イベントの要員計画等の県内出張関係書類を確認し、誤って支給された旅費について、戻入を行った。(農業生産流通課)</p>
検討指示事項	<p>ア 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、関係機関と連携を図り、引き続きその解消に向けた計画的・重点的な取組が必要である。(土地改良課)</p>	<p>ア 登記事務処理の推進について 出先機関配属の登記事務専任職員を中心とした処理体制を強化するとともに、処理案件の難易度別分類による優先的処理を進めるなど、費用対効果を踏まえた計画的な処理に努める。(土地改良課)</p>